

施策評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	2 人権擁護体制の充実	② 施策番号	1502
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	1 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	1 市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされる人権文化のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 基本的人権の尊重		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
総合政策部	人権推進課		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	市民
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	身近な人権相談に対する適切な助言・情報提供を行うことで、人権擁護体制の充実を図る。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	人権擁護機関は、さまざまな人権侵害を対象とした人権相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて、人権侵害の被害者の救済に一定の役割を果たしているが、現状においては救済の実効性に限界がある。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 総合相談件数 計算式: 人権相談件数 + 生活・地域就労・進路相談件数	件	相談を受けた件数により、事業の実効を量る。
② 相談件数(人権擁護委員) 計算式:	件	人権擁護委員が相談を受けた件数により、事業の実効を量る。
③ 計算式:		

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考	
① 総合相談件数	件	目標値	1,215	1,220	1,225	1,220	1,220	目標値は相談開催日 × 5
		実績値	1,003	880	659	—	—	
		達成率	82.6%	72.1%	53.8%			
② 相談件数(人権擁護委員)	件	目標値	98	98	66	66	66	目標値は相談会開催数 × 2
		実績値	67	92	96	—	—	
		達成率	68.4%	93.9%	145.5%			
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

[3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価		今後の方向性
1	人権擁護委員協議会補助事業	相談件数	件	92	96	70	2,727	1,938	1,925	A	ア	○
2	人権相談事業	人権相談件数	件	7	6	6	12,052	12,071	11,759	B	イ b	◎
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	2						14,779	14,009	13,684			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	人権侵害が行われたり、行われるおそれのある人に対して、その解決のための適切な助言や情報提供を行うなど、相談・救済に向けた人権擁護体制の充実を図り、市民の基本的人権の尊重を確立する。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	人権課題が多様化している中で、総合相談件数が減少傾向にあるため、相談件数増加に向けた取組を検討する必要がある。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	人権相談については特に専門性が必要となるため、その知識等を有する公益法人に業務委託を行っており、適切と考える。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	現状においては、適切と考える。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	相談事業の充実により、市民の人権擁護が確保されるため、重点化が必要である。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	
一次評価	B	人権課題が多様化する中で、市民が相談しやすい環境整備や相談窓口の周知方法の検討が必要である。	<p>A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる</p> <p>B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている</p> <p>C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある</p> <p>D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある</p>

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	相談窓口の更なる周知方法の検討。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	相談しやすい環境整備の検討。
中長期的対応 (3~5年をめどに取り組む改善案)	業務委託者との協議や関係部署との連携による相談体制の充実。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	
二次評価	B	相談事業を通じた人権擁護への取組が適切に行われている。 引き続き相談窓口の周知による相談利用者の確保と多様なニーズに適切に対応可能な相談体制の充実を進められたい。	<p>A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる</p> <p>B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている</p> <p>C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある</p> <p>D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある</p>